組織犯罪対策の推進

第2章
CHAPTER 2

第1節 暴力団対策

1 暴力団情勢

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠ぺいしながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業等や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を仮装したり、暴力団と共生する者(注1)を利用したりするなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

また、公共事業に介入して資金を獲得したり、各種公的給付制度等を悪用した詐欺事件等を多数敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。

さらに、繁華街や住宅街におけるけん銃を使用した凶悪な犯罪も後を絶たず、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りの徹底、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の効果的な運用及び暴力排除活動を強力に推進している。

（1）暴力団構成員等の推移

暴力団構成員及び準構成員(注2)（以下「暴力団構成員等」という。）の推移は、図2-1のとおりである。その総数は、平成8年から16年にかけて緩やかに増加してきたが、21年中は、20年に引き続き減少した。

21年中の山口組、住吉会及び稲川会の3団体の暴力団構成員等の数は、前年より減少したが、総数に占める割合は7割以上に及んでおり、依然として寡占状態にある。中でも山口組の暴力団構成員等の数は総数の45.0%(注3)を占めており、依然として一極集中の状態が続いている。

図2-1 暴力団構成員等の推移（平成12～21年）

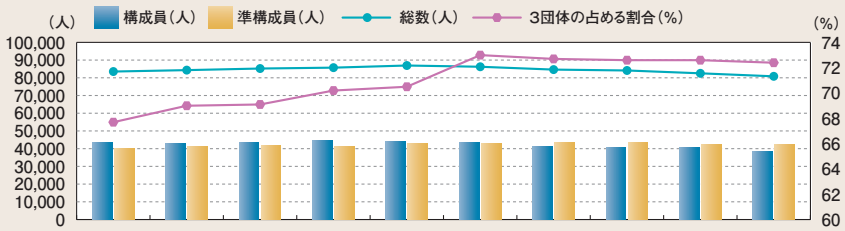

区分＼年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
総数（人）	83,600	84,400	85,300	85,800	87,000	86,300	84,700	84,200	82,600	80,900
構成員	43,400	43,100	43,600	44,400	44,300	43,300	41,500	40,900	40,400	38,600
準構成員	40,200	41,300	41,700	41,400	42,700	43,000	43,200	43,300	42,200	42,300
3団体総数（人）	56,600	58,200	58,900	60,200	61,300	63,000	61,600	61,100	60,000	58,600
3団体の占める割合（%）	67.7	69.0	69.1	70.2	70.5	73.0	72.7	72.6	72.6	72.4

注：構成比＝3団体総数÷総数×100

注1：暴力団に資金を提供するなどして、暴力団の資金獲得活動に協力し、又は関与する個人やグループの存在がうかがわれる。これらの者は、表面的には暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の威力、資金力等を利用することによって自らの利益拡大を図っており、言わば暴力団と共生する者となっている。

2：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

3：山口組の暴力団構成員の数は、すべての暴力団構成員の数の49.2%を占める。

（2）暴力団の解散・壊滅

平成21年中に解散・壊滅した暴力団の数は215組織、所属する暴力団構成員の数は1,165人であり、このうち山口組、住吉会及び稲川会の3団体の傘下組織の数は168組織（78.1%）、所属する暴力団構成員の数は922人（79.1%）である。

（3）暴力団の指定

平成22年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき22団体が指定暴力団として指定されており、21年中は、松葉会が6回目、三代目福博会が4回目の指定を受けた。

表2-1　指定暴力団一覧表（22団体）

六代目山口組
①兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1
②篠田　建市
③1都1道2府41県
④約19,000人

稲川会
①東京都港区六本木7-8-4
②辛　炳圭
③1都1道19県
④約4,700人

住吉会
①東京都港区赤坂6-4-21
②西口　茂男
③1都1道1府16県
④約6,100人

四代目工藤會
①福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12
②野村　悟
③3県
④約690人

三代目旭琉会
①沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6
②翁長　良宏
③県内
④約270人

沖縄旭琉会
①沖縄県那覇市辻2-6-19
②富永　清
③県内
④約370人

六代目会津小鉄会
①京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1
②馬場　美次
③1道1府1県
④約470人

五代目共政会
①広島県広島市南区南大河町18-10
②守屋　輯
③県内
④約290人

七代目合田一家
①山口県下関市竹崎町3-13-6
②金　教煥
③3県
④約160人

四代目小桜一家
①鹿児島県鹿児島市甲突町9-1
②平岡　喜榮
③県内
④約100人

三代目浅野組
①岡山県笠岡市笠岡615-11
②串田　芳明
③2県
④約130人

道仁会
①福岡県久留米市京町247-6
②小林　哲治
③4県
④約840人

二代目親和会
①香川県高松市塩上町2-14-4
②吉良　博文
③県内
④約70人

双愛会
①千葉県市原市潤井戸1343-8
②塩島　正則
③2県
④約230人

三代目侠道会
①広島県尾道市山波町3025-1
②渡邊　望
③6県
④約180人

太州会
①福岡県田川市大字弓削田1314-1
②日高　博
③県内
④約170人

七代目酒梅組
①大阪府大阪市西成区太子1-3-17
②南　與一
③府内
④約110人

極東会
①東京都豊島区西池袋1-29-5
②曺　圭化
③1都1道13県
④約1,200人

二代目東組
①大阪府大阪市西成区山王1-11-8
②滝本　博司
③府内
④約170人

松葉会
①東京都台東区西浅草2-9-8
②荻野　義朗
③1都1道8県
④約1,200人

三代目福博会
①福岡県福岡市博多区千代5-18-15
②金　寅純
③4県
④約300人

九州誠道会
①福岡県大牟田市上官町2-4-2
②朴　政浩
③1都5県
④約380人

【凡例】
①主たる事務所の所在地
②代表する者（代表する者に代わるべき者を含む。）
③勢力範囲
④構成員数

注1：①②については平成22年6月2日現在、③④については平成21年末のものである。
　2：平成21年末における全暴力団構成員数（約38,600人）に占める指定暴力団構成員数（約37,000人）の比率は95.9%である。

2 暴力団犯罪の取締り

（1）検挙状況

暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移は、図2-2のとおりである。

平成12年以降、検挙人員の多い罪種は、覚せい剤取締法違反、窃盗、傷害、詐欺及び恐喝の5つの罪種であり、これに変化はないが、恐喝、賭博及び公営競技関係4法(注)違反（ノミ行為等）の検挙人員が大きく減少している一方、詐欺及び窃盗の検挙人員が増加していることから、暴力団が資金獲得の手段を変化させている状況がうかがわれる。

図2-2 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移（平成12～21年）

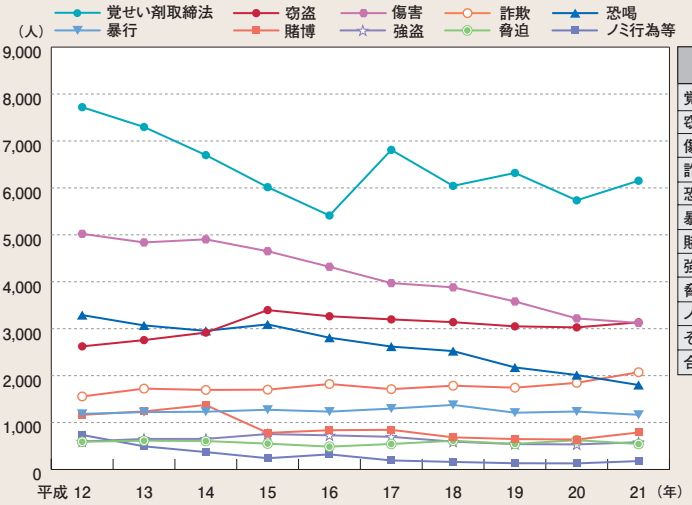

区分	10年間の増減率(%)
覚せい剤取締法	△ 20.3
窃盗	19.6
傷害	△ 37.8
詐欺	33.2
恐喝	△ 45.3
暴行	△ 1.7
賭博	△ 32.2
強盗	△ 2.5
脅迫	△ 8.1
ノミ行為等	△ 75.7
その他	5.9
合計	△ 14.7

（2）対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件

対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生事件数等の推移は、表2-2のとおりである。平成21年中、対立抗争事件は1事件発生し、これにより2人が死傷した。また、暴力団員等によるけん銃使用事件は22回発生し、これにより14人が死傷した。

表2-2 対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生事件数等の推移（平成12～21年）

区分＼年次		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
対立抗争	発生事件数（事件）	5	5	7	7	6	6	0	3	1	1
	発生回数（回）	18	81	28	44	31	18	0[15]	18	6	4
	うち銃器使用	16 (88.9)	71 (87.7)	21 (75.0)	32 (72.7)	19 (61.3)	11 (61.1)	0[8] ([53.3])	12 (66.7)	3 (50.0)	1 (25.0)
	死者数（人）	1	4	2	7	4	2	0	8	3	2
	負傷者数（人）	9	15	14	15	12	4	0[6]	8	0	0
銃器発砲	発砲事件数（事件）	92	178	112	104	85	51	36	41	32	22
	死者数（人）	17	24	18	28	15	7	2	12	8	6
	負傷者数（人）	24	20	20	27	12	6	8	7	5	8

注1：（ ）内は、銃器使用率を示す。
2：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。
3：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。
4：18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、[ ]内に計上した。

注：競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法

（3）資金獲得犯罪

警察では、多様化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、各種の事業活動に進出している暴力団や暴力団と共生する者等に対する取締りを推進している。

①　社会情勢の変化に応じた資金獲得犯罪

暴力団は、企業や行政機関を対象とした不当要求、振り込め詐欺、強盗、窃盗のほか、最近の経済不況下における各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。

事例 Case

山口組傘下組織構成員(48)らは、平成20年12月から開始された就職安定資金融資制度を悪用し、架空の人材派遣会社を使い、従業員の解雇及び解雇に伴う住宅喪失の事実があるように装い、公共職業安定所に対して内容虚偽の書類を作成・提出して、同所より就職安定資金融資対象者証明書の交付を受けた上、金融機関に提出するなどして融資金を詐取した。21年6月、同人ら2人を詐欺罪で逮捕した（滋賀）。

②　経済活動を装った資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じ、又は暴力団と共生する者と結託するなどして、暴力団の威力を背景としつつ、一般の経済取引を装い、貸金業法違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反等様々な資金獲得犯罪を行っている。

③　伝統的資金獲得犯罪

近年、暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等のいわゆる伝統的資金獲得犯罪による検挙人員の占める割合は、低下する傾向にある。

表2-3　暴力団構成員等に係る伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の推移（平成12～21年）

区分＼年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
暴力団構成員等の総検挙人員（人）	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064	26,503
伝統的資金獲得犯罪の検挙人員	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517	8,921
覚せい剤	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153
恐喝	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800
賭博	1,164	1,238	1,374	780	837	845	685	648	639	789
ノミ行為等	736	494	371	240	322	193	161	133	130	179
構成比（%）	41.6	39.1	37.0	33.2	32.0	35.3	33.1	34.1	32.7	33.7

注：構成比＝伝統的資金獲得犯罪の検挙人員÷暴力団構成員等の総検挙人員×100

コラム ❶ 弘道会対策

（1）弘道会の概要

現在の山口組組長が昭和59年に立ち上げた山口組の傘下組織で、主たる事務所を愛知県名古屋市に置いている。現在の会長が、平成元年に若頭(注1)に就任し、以後、組織を拡大してきた。同人は、17年3月に、二代目会長を継承している。

（2）弘道会の位置付け

全暴力団構成員の半数を占める構成員を擁する山口組は、多くの暴力団と友誼関係(注2)等を構築することにより、大半の暴力団に影響を及ぼし得る地位を獲得しており、山口組による一極集中の勢力関係が生じている。

現在の山口組は、傘下組織の一つである弘道会の初代会長が組長、二代目会長が若頭となっており、山口組の主要ポストを押さえている弘道会が、事実上支配している団体である(注3)。

（3）弘道会集中取締り等対策の推進

暴力団対策上、一極集中状態にある山口組の弱体化が急務であり、そのためには、中枢組織である弘道会の弱体化を図ることが不可欠である。警察では、組織を挙げて弘道会及びその傘下組織に対する取締りを推進している。

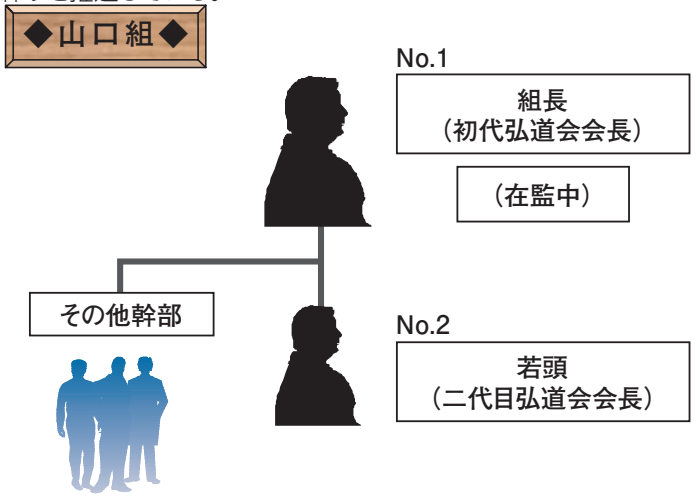

弘道会による山口組の実質支配状況

弘道会事務所に対する捜索時の状況

事例❶ Case

弘道会幹部(62)らは、19年12月、紳士服販売店において、不正に作成した他人名義のクレジットカードを使用して衣類の購入を申し込み、ブレザー1着（約22万円相当）を詐取した。21年10月、同幹部ら2人を詐欺罪等で逮捕した（大阪）。

事例❷ Case

弘道会傘下組織幹部(42)は、構成員らと共謀の上、飲食店従業員に因縁を付け、同人に対して「土下座せい。」「弘道会をなめとんのか。」などと語気鋭く申し向け、暴力団の威力を示して脅迫した。21年11月、同幹部ら3人を暴力行為等処罰に関する法律違反（集団的脅迫）で逮捕した（三重）。

注1：一般に、組長等の代表者以外で組織の運営を支配する地位にある者の筆頭者をいう。
2：他団体との間で、首領、幹部同士が擬制的血縁関係を結び義兄弟になるなどして作り上げられる関係をいう。
3：暴力団においては、傘下組織の組長等が同時に上位組織の幹部となっている状況がみられる。

3 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為等を行った場合等には、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会は、中止命令等を発出することができる。

都道府県公安委員会が最近５年間に発出した中止命令等の発出件数は、表２-４のとおりである。

事例 Case

山口組傘下組織構成員(50)は、平成21年5月、自己が暴力団員であることを知っている市役所職員に対して、「俺が申し込んだら、入れられんっちゃろうが。俺の名前で入居できんなら、女の名前で申し込みをさせろ。」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して、公営住宅への入居を決定することを要求した。同年６月、県公安委員会は、同人に対し、中止命令を発出した(福岡)。

図 2-3 暴力団対策法に基づく命令の概要

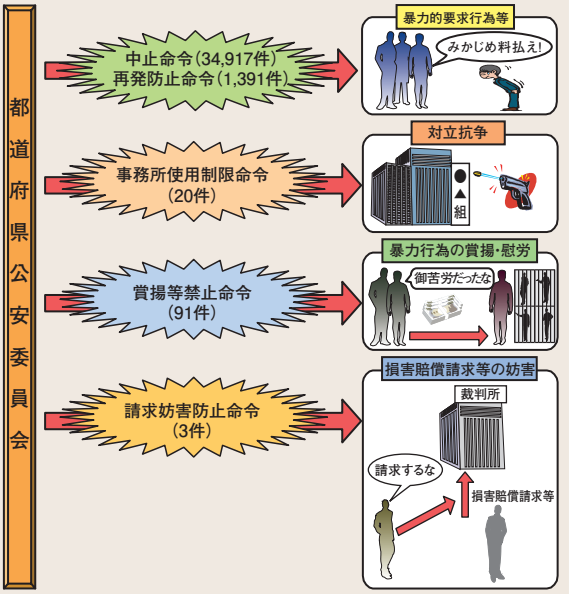

注:( )内は、暴力団対策法施行以降平成21年末までの発出件数を示す。

表 2-4 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数（平成17～21年）

区分		年次	17	18	19	20	21
合　計(件)			2,668(112)	2,488(128)	2,427(110)	2,270(86)	2,119(95)
形態別	第9条	不当贈与要求行為	798(19)	792(36)	764(25)	796(20)	721(18)
		不当下請等要求行為	36(3)	21	62(2)	16	13
		みかじめ料要求行為	253(17)	237(24)	223(16)	170(14)	176(14)
		用心棒料等要求行為	391(49)	356(23)	369(30)	407(28)	333(18)
		高利債権取立等行為	32	24	35	43(2)	49(4)
		不当債権取立行為	35	25	19	15(1)	12
		不当債務免除要求行為	89(1)	93(2)	86	72(1)	87(1)
		不当貸付等要求行為	27	17(1)	16(1)	14(1)	19
		競売等妨害行為	0	1	0	0	0
		不当示談介入行為	1	1	2	1	2
		因縁をつけての金品等要求行為	52	38(2)	24	25(1)	22
		その他	5	13	4	7	8
	第10条	暴力的要求行為の要求	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)
		暴力的要求行為の現場立会援助行為	347	273	247	255	279
	第12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)
	第12条の3	準暴力的要求行為の要求等	(1)	(4)	(0)	(1)	(0)
	第12条の5	準暴力的要求行為	22	1(1)	2(1)	1	1
	第15条	暴力団事務所の使用制限命令	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
	第16条	少年に対する加入強要・脱退妨害	37(1)	63(1)	68(9)	23(2)	24(2)
		威迫による加入強要・脱退妨害	454(19)	449(33)	422(24)	366(15)	324(8)
		密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	53	44	50	34	31
	第17条	加入の強要の命令等	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	第20条	指詰めの強要等	32	31	19	20	12
	第24条	少年に対する入れ墨の強要等	0	1	3	2	0
	第29条	事務所等における禁止行為	4	8	12	3	6
	第30条の2	損害賠償請求等の妨害	−	−	−	0(3)	0(0)
	第30条の5	暴力行為の賞揚等	−	−	−	(61)	(30)
団体別	六代目山口組		1,137(34)	1,152(52)	1,192(43)	918(25)	843(18)
	稲川会		417(32)	377(41)	341(25)	372(29)	330(24)
	住吉会		331(19)	333(9)	319(14)	361(9)	368(12)
	四代目工藤會		19	23(2)	17(2)	12(1)	13
	三代目旭琉会		15	15	10(2)	15(1)	4(12)
	沖縄旭琉会		23	18(3)	27(1)	22	16(2)
	六代目会津小鉄会		25(3)	34(4)	10(2)	4	17(13)
	五代目共政会		9	8	8	8	0
	七代目合田一家		7(1)	7(1)	8(1)	6(1)	7
	四代目小桜一家		0	1	0	2	1
	三代目浅野組		3	5	1	2	2
	道仁会		91(7)	80(6)	62(7)	77(5)	26(3)
	二代目親和会		2	5	2	2	1
	双愛会		37(6)	20(4)	38(6)	17(1)	13(1)
	三代目侠道会		2	4	2(1)	7	12(1)
	太州会		8	8	22(1)	16(2)	20(3)
	七代目酒梅組		0	0	3	1	4
	極東会		50(1)	47(1)	28(1)	41(3)	61(1)
	二代目東組		13(1)	17	18	24	10
	松葉会		73(6)	66(3)	68(2)	81(7)	79(4)
	三代目福博会		6	11(1)	11	17(1)	7(1)
	九州誠道会		−	−	−	13(1)	17

注1:数字は、中止命令の件数であり、( )内のうち、第15条は事務所使用制限命令、第30条の2は防止命令、第30条の5は禁止命令、その他は再発防止命令の外数である。
2:団体名は、平成22年6月2日現在のものである。

4 暴力排除活動

暴力団対策は、社会全体で実施していくことが必要であることから、警察では、「警察対暴力団」という構図から、「社会対暴力団」という構図へ転換を進め、関係機関・団体等との連携を一層強化し、社会全体で暴力団を孤立させるための取組みを推進している。

（１）国及び地方公共団体における暴力排除活動

①　公共事業等や民間工事等からの暴力団排除

国及び地方公共団体は、警察と連携して、公共工事等の請負業者から暴力団関係企業を排除するための、いわゆる暴力団等排除要綱等の整備を推進している。

また、平成21年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチームにおける申合せに基づき、政府が発注する公共工事以外の公共事業等について、契約書に暴力団排除条項(注)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むなど、あらゆる公共事業等からの暴力団排除を推進している。また、民間工事等においても同様の対策が推進されるよう、民間工事等に関係する業界に対し、所要の指導・要請を行っている。さらに、独立行政法人や地方公共団体についても同様の取組みが推進されるよう指導等を行っている。

図 2-4　暴力団取締り等総合対策ワーキングチームにおける申合せの概要

① **公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化**
　公共工事の発注について、暴力団関係企業等の排除対象の明確化と警察との連携強化を実施していない省庁については、これらを早急に実施する。

② **暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入**
　受注業者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた場合に、当該事実の警察への通報及び発注者への報告を義務付けるとともに、それらの義務を怠った場合にはペナルティ措置を講ずる通報報告制度をいまだ導入していない省庁については、早急に同制度の導入を図る。

③ **あらゆる公共事業等からの暴力団排除**
　各省庁は、公共工事以外の公共事業等についても、入札参加者から暴力団員等を除外し、契約書に暴力団排除条項（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むなどあらゆる公共事業等からの暴力団排除を推進する。

④ **民間工事等からの暴力団排除**
　関係省庁は、民間工事等に関係する業界においても、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、工事の発注、役務の委託、物品及び資材調達等に係る契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入等、①から③までと同様の取組みが講じられるように、引き続き、所要の指導、要請等を行う。

②　暴力団排除のための条例

近年の対立抗争事件の発生や暴力団事務所の進出等の情勢を踏まえ、地方公共団体において、暴力団排除のために条例を制定・改正する動きがみられる。

事例 Case

福岡県では、21年10月、暴力団の排除に関する基本理念を定め、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、事業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止等暴力団排除のための総合的な施策を盛り込んだ福岡県暴力団排除条例が公布され、22年4月に施行された。

注：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可等を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項をいう。

（2）各種業・取引等における暴力団排除

①　各種業における暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関と連携して、産業廃棄物処理業、貸金業、建設業等の各種業からの暴力排除活動を推進している。また、近年、各種業法等において、各種業等から暴力団や暴力団関係企業等を排除するため、暴力団排除条項が整備されており、平成21年には、関税法及び割賦販売法に同条項が盛り込まれた。

②　各種取引における暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化していることから、取引先が暴力団関係企業等であることに気付かずに、企業が結果的に経済取引を行ってしまうおそれがある。こうした実態を踏まえ、19年6月に犯罪対策閣僚会議幹事会において申し合わせた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(注1)に基づき、関係機関が連携を強化し、各種取引における暴力団排除を推進している。

図2-5　銀行取引からの暴力団排除

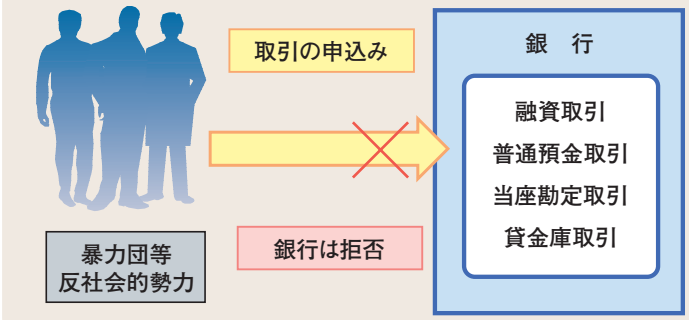

証券業界においては、21年3月、日本証券業協会が不当要求情報管理機関(注2)として国家公安委員会からの登録を受けるなど、証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除を推進している。

また、銀行業界においては、21年9月、全国銀行協会が、会員銀行等に対し、暴力団排除条項及び反社会的勢力に該当しないことを表明・確約させる口座開設申込書等の参考例を示し、銀行取引からの暴力団等反社会的勢力の排除を推進している。

（3）地域住民等による暴力排除活動

警察では、地域住民等による指定暴力団の本部事務所等に対する進出阻止運動を支援し、その進出を断念させるなど、地域住民等に対する的確な支援を推進している。また、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び弁護士会と緊密に連携し、民事介入暴力対策に関する研究会を組織して、暴力団犯罪の被害者が加害者に対して提起した損害賠償請求訴訟や事務所撤去訴訟等の民事訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。

また、暴力団の安定的な資金源となっている飲食店等からの、いわゆるみかじめ料収入を封圧するため、支払拒否業者が警察、暴追センター及び弁護士会と連携の上、暴力団に対するみかじめ料支払拒否運動を行っている。警察では、これらの暴力排除活動に対する支援を推進している。

事例 Case

警察では、稲川会の総本部事務所移転問題に関連して、移転予定地の地域住民による暴力団追放運動及び地域住民を原告とした暴力団事務所使用禁止仮処分申請に係る民事訴訟に対する支援を実施した。平成21年4月、「総本部事務所等暴力団事務所として使用しない」旨の和解に持ち込み、総本部事務所開設を断念させた（警視庁）。

注1：企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応についてとりまとめたもの
2：不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者

第2節 薬物銃器対策

1 薬物情勢

平成21年中の薬物事犯の検挙人員は1万4,947人と、前年より659人（4.6%）増加し、覚せい剤の密輸入事件の検挙件数が大幅に増加しているほか、大麻事犯の検挙人員は過去最多を記録するなど、我が国の薬物情勢は、依然として厳しい状況にある。

図2-6 薬物事犯の検挙人員（平成21年）

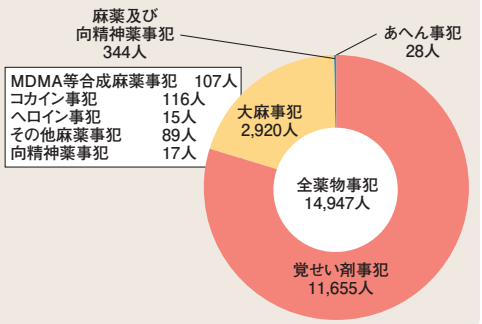

（1）覚せい剤情勢

平成21年中の覚せい剤事犯の検挙人員（注）は、前年より増加し、全薬物事犯の検挙人員の大半を占めている。また、粉末押収量及び錠剤押収量は、前年より減少した。

＜21年中の覚せい剤事犯の特徴＞

- 検挙人員の58.0%が再犯者
- 検挙人員の53.2%が暴力団構成員等
- 営利犯の検挙人員が大幅に増加

図2-7 覚せい剤事犯の検挙状況の推移（平成12～21年）

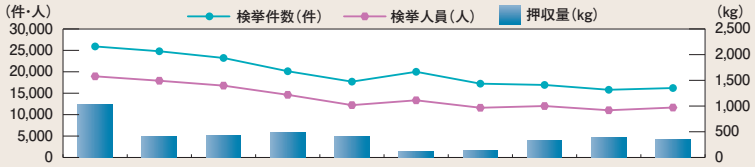

区分＼年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
検挙件数（件）	25,913	24,791	23,225	20,129	17,699	19,999	17,226	16,929	15,801	16,208
検挙人員（人）	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655
粉末押収量（kg）	1,026.9	406.1	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8	339.3	397.5	356.3
錠剤押収量（錠）	－	－	16,031	70	366	26,402	56,886	4,914	22,371	12,799
初犯者の検挙人員（人）	9,506	8,742	7,861	6,785	5,454	5,995	5,270	5,296	4,837	4,890
構成比（%）	50.2	48.8	46.9	46.4	44.6	44.9	45.4	44.1	43.9	42.0

注1：構成比＝初犯者の検挙人員÷検挙人員×100
2：検挙件数及び検挙人員には、覚せい剤事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数及び検挙人員を含む。
3：粉末押収量には、錠剤型覚せい剤は含まない。

事例 Case

会津小鉄会傘下組織組長（62）は、18年9月ころから20年11月にかけて、覚せい剤を密売し、不正に収益を得ていた。同月、同組長ら12人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持等）等で逮捕（同組長ら4人については、21年4月、より罰則の重い麻薬特例法違反（業として行う譲渡））に訴因変更）した。

同組長は、逮捕後、組織の解散届を提出し、覚せい剤を組織的に密売していた暴力団組織は壊滅した（京都、愛知、滋賀）。

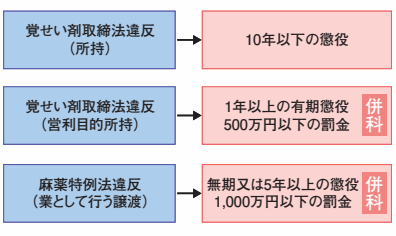

注：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反の検挙人員のうち、覚せい剤事犯に係るものを含む。

（２）各種薬物事犯情勢

①　各種薬物事犯

最近５年間の大麻事犯、MDMA(注1)等合成麻薬事犯等の各種薬物事犯（シンナー等の有機溶剤事犯を除く。）の検挙人員及び押収量は、表２-５のとおりである。

ビニールハウスで栽培されていた大麻

＜平成21年中の大麻事犯の特徴＞

- 栽培事犯の検挙人員が増加
- 検挙人員の61.3%が少年及び20歳代の若年層
- 検挙人員の84.8%が初犯者

＜21年中のMDMA等合成麻薬事犯の特徴＞

- 押収量が減少
- 検挙人員の53.3%が少年及び20歳代の若年層
- 検挙人員の86.0%が初犯者

表2-5　各種薬物事犯の検挙状況の推移（平成17～21年）

区分＼年次				17	18	19	20	21
大麻事犯		検挙人員（人）		1,941	2,288	2,271	2,758	2,920
		押収量（kg）	乾燥大麻	643.1	225.8	437.8	375.1	195.1
			大麻樹脂	230.5	96.7	20.1	33.1	17.2
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員（人）		403	370	296	281	107
		押収量（錠）		571,522	186,226	1,233,883	217,172	85,688
	コカイン	検挙人員（人）		36	72	99	98	116
		押収量（kg）		2.9	9.8	18.5	5.5	11.3
	ヘロイン	検挙人員（人）		21	22	13	13	15
		押収量（kg）		0.1	2.3	1.8	1.0	1.2
	向精神薬	検挙人員（人）		15	21	19	30	17
		押収量（錠）		19,287	17,311	13,072	48,031	2,918
あへん事犯		検挙人員（人）		12	27	41	14	28
		押収量（kg）		1.0	17.2	19.4	6.6	3.2

②　シンナー等の有機溶剤事犯

最近５年間のシンナー等有機溶剤事犯の検挙（補導を含む。）人員は減少傾向にあり、その推移は、表２-６のとおりである。

＜21年中の特徴＞

- 検挙人員（摂取、吸入及び摂取・吸入目的所持）の31.8%が少年
- 検挙人員（知情販売(注2)）の67.9%が少年

表2-6　有機溶剤事犯の検挙人員の推移（平成17～21年）

区分＼年次	17	18	19	20	21
摂取、吸入及び摂取・吸入目的所持（人）	2,783	2,142	1,802	1,428	1,215
知情販売	269	196	184	106	106

注1：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxymethamphetamine）」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。
2：乱用する目的で購入すると知った上での販売

（３）薬物事犯への暴力団の関与

平成21年中の暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員は6,201人と、前年より400人（6.9%）増加し、覚せい剤事犯の全検挙人員の53.2%を占めていることから、覚せい剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。

また、大麻事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は870人と、前年より14人（1.6%）増加し、全検挙人員の29.8%を占め、MDMA等合成麻薬事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は28人と、前年より56人（66.7%）減少しているものの、全検挙人員の26.2%を占めており、暴力団構成員等が薬物事犯に幅広く関与していることがうかがわれる。

図 2-8　暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員の推移（平成12～21年）

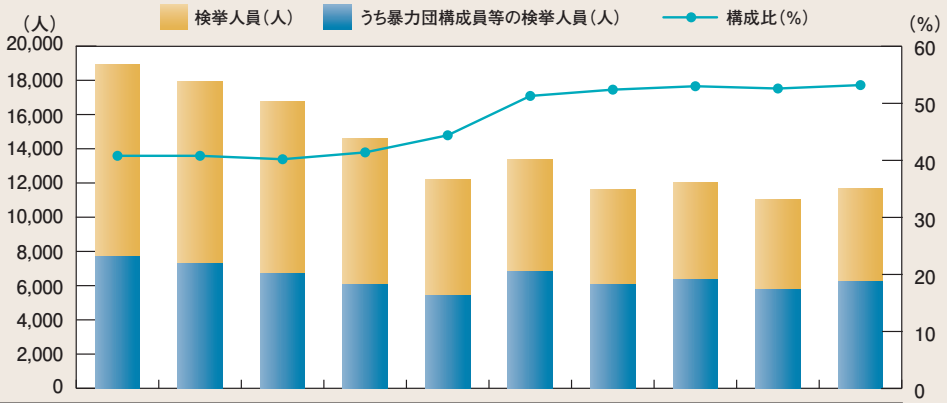

区分＼年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
検挙人員（人）	18,942	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655
うち暴力団構成員等の検挙人員（人）	7,729	7,307	6,738	6,050	5,430	6,853	6,076	6,359	5,801	6,201
構成比（%）	40.8	40.8	40.2	41.4	44.4	51.3	52.4	53.0	52.6	53.2

注：構成比＝暴力団構成員等の検挙人員÷検挙人員×100

事例 Case

山口組傘下組織幹部（51）ら4人は、21年4月ころから同年7月にかけて、山中の大型ビニールハウス3棟において、資金獲得のために組織的に大麻草を大量に栽培した。同幹部ら4人を大麻取締法違反（栽培）で逮捕（同年10月、麻薬特例法違反（業として行う栽培等）に訴因変更）するとともに、大麻草約430本、乾燥大麻約2.8キログラムを押収した（鹿児島）。

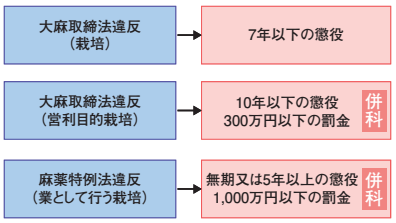

（４）インターネット利用による薬物密売事犯

平成21年中にインターネットを利用した薬物密売事犯で密売人を検挙した事件は13件と、前年より2件（18.2%）増加した。このうち、1事件については、覚せい剤取締法における広告の制限に係る規定を適用した。

事例 Case

無職の男（32）らは、大麻種子を販売する目的で「SEEDS BANK」と称するウェブサイトを運営し、大麻の種子を掲示して販売していた。21年4月、サイト利用者が大麻の栽培をする目的で種子を購入していることを知りながら大麻種子を販売したとして、同人ら2人を大麻取締法（栽培ほう助等）で逮捕した（警視庁、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川）。

2 警察の薬物対策

（１）供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、外国の取締機関等との情報交換を緊密に行っている。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、コントロールド・デリバリー(注1)、通信傍受等の効果的な捜査手法を活用した捜査を推進している。 さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等(注2)やマネー・ローンダリング行為の検挙、薬物犯罪収益の没収・追徴等の対策を推進している。

表2-7 コントロールド・デリバリーの実施件数の推移（平成12～21年）

区分＼年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
実施件数（件）	29	28	26	63	78	42	29	39	31	38

表2-8 麻薬特例法違反（業として行う不法輸入等）事件数の推移（平成12～21年）

区分＼年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
第5条違反（業として行う不法輸入等）（事件）	34	18	43	32	45	47	40	38	52	35

注：第6条違反及び第7条違反については、125頁参照

（２）需要の根絶

薬物乱用は、乱用者自身の精神・身体をむしばむばかりではなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものである。警察では、末端乱用者の検挙を徹底するとともに、広報啓発活動を行い、薬物の有害性・危険性についての正しい知識の周知を図っている。

薬物乱用防止キャンペーン

表2-9 薬物常用者による犯罪の検挙人員（平成20、21年）

罪種＼年次	刑法犯（人）														特別法犯（人）		
		凶悪犯					粗暴犯						窃盗犯	その他			
			殺人	強盗	放火	強姦		暴行	傷害	脅迫	恐喝	凶器準備集合				銃刀法	その他
21	858	72	10	57	4	1	184	28	99	14	43	0	373	229	3,942	23	3,919
20	809	68	17	39	6	6	146	23	80	5	38	0	404	191	3,403	10	3,393
増減	49	4	△7	18	△2	△5	38	5	19	9	5	0	△31	38	539	13	526

注：薬物常用者とは、覚せい剤、麻薬、大麻、あへん若しくは向精神薬を常用している者又はトルエン等の有機溶剤若しくはこれらを含有するシンナー、接着剤等を常用的に乱用している者をいい、中毒症状にあるかどうかを問わない。

コラム ❷ 芸能界等からの違法薬物一掃に向けた取組みへの協力

平成21年中は、著名な芸能人・スポーツ関係者による薬物事犯が相次いで発生した。警察では、関連団体との連携を強化し、芸能界等に対し、薬物乱用根絶・撲滅の講習会等に講師を派遣するなど積極的な支援を行うとともに、警察等が実施する各種広報啓発活動に対する参加を呼び掛けている。

注１：取締機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙・押収することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法

２：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益の総体が没収・追徴の対象となる。

3 銃器情勢

平成21年中の銃器情勢は、銃器発砲事件の発生件数及び銃器を使用した事件(注)の認知件数が過去最少の水準で推移しているものの、一般国民に被害が及ぶ凶悪事件は後を絶たず、依然として厳しい状況にある。

(1) 銃器発砲事件の発生状況

平成21年中の銃器発砲事件の発生件数は34件と、前年より8件(19.0%)減少したものの、死傷者数は20人と、1人(5.3%)増加した。このうち、暴力団等によるとみられるものは22件と、全発砲事件の64.7%を占めている。

都道府県別の発生状況をみると、関東での発生が全体の55.9%を占め、4件以上の発生があったのは、東京都(9件)及び福岡県(4件)であった。

図2-9 都道府県別銃器発砲事件の発生状況(平成21年)

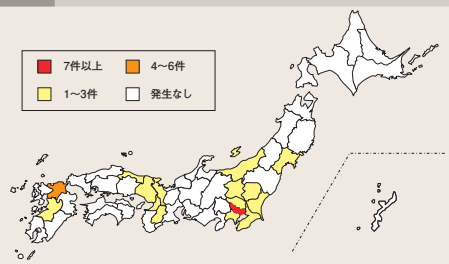

図2-10 銃器発砲事件の発生状況と死傷者数の推移(平成12~21年)

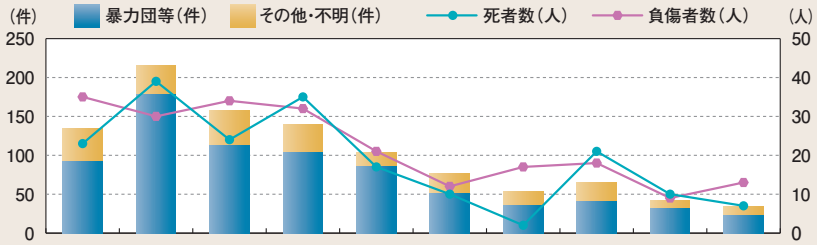

区分＼年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
発砲総数(件)	134	215	158	139	104	76	53	65	42	34
暴力団等	92	178	112	104	85	51	36	41	32	22
対立抗争	16	71	21	32	19	11	0	12	3	1
その他・不明	42	37	46	35	19	25	17	24	10	12
死傷者数(人)	58(27)	69(34)	58(23)	67(25)	38(17)	22(13)	19(11)	39(23)	19(7)	20(11)
死者数	23(9)	39(20)	24(5)	35(11)	17(5)	10(4)	2(1)	21(10)	10(2)	7(3)
負傷者数	35(18)	30(14)	34(18)	32(14)	21(12)	12(9)	17(10)	18(13)	9(5)	13(8)

注1:「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
2:「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。
3:「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。
4:( )内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器使用事件の認知件数

銃器を使用した事件の認知件数の推移は図2-11のとおりであり、平成17年から減少傾向にある。罪種別では、殺人は14件と、前年より5件(26.3%)減少したものの、強盗は100件と、前年より25件(33.3%)増加した。

図2-11 銃器使用事件の認知件数の推移(平成12~21年)

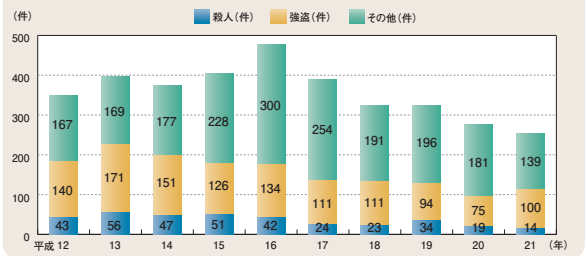

注:銃砲及び銃砲様の物を使用した事件。「銃砲」とは、「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」(銃砲刀剣類所持等取締法第2条第1項)をいう。「銃砲様の物」とは、銃砲らしい物を突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定される物をいう。

4 警察の銃器対策

（１）銃器の摘発

警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うなど、総合的な銃器対策を推進している。近年、けん銃の押収丁数が減少傾向にあるのは、暴力団等の犯罪組織が隠匿や密輸・密売の方法をますます潜在化・巧妙化させ、押収が困難になっていることによるものと考えられる。

①　けん銃の押収状況

けん銃押収丁数の推移は、図２-12のとおりである。平成21年中の暴力団構成員等からの押収丁数は全押収丁数の36.4%を占めており、このうち46.6%が山口組からの押収であった。

②　武器庫事件の検挙状況

武器庫事件(注1)の検挙状況の推移は、表２-10のとおりである。摘発した武器庫は、すべて暴力団が組織的に管理していたものであり、暴力団構成員等の交友者宅や貸倉庫内にけん銃を隠匿するなど、その組織管理の手法は一層巧妙化している。

図2-12　けん銃押収丁数の推移（平成12～21年）

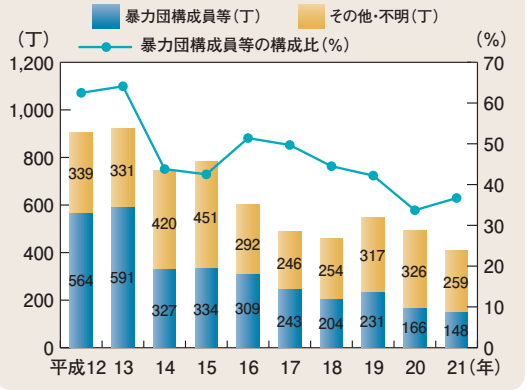

図2-13　暴力団構成員等から押収したけん銃の組織別内訳（平成21年）

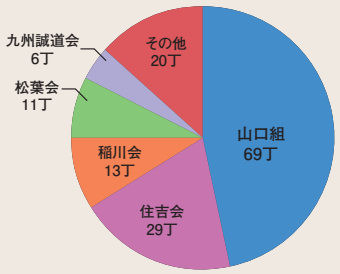

表2-10　武器庫事件の検挙状況の推移（平成12～21年）

区分＼年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
検挙件数（件）	12	19	8	10	11	11	7	12	5	3
押収丁数（丁）	45	105	68	60	49	56	36	84	22	12
1か所当たりの隠匿丁数（丁）	3.8	5.5	8.5	6.0	4.5	5.1	5.1	7.0	4.4	4.0

（２）国民の理解と協力の確保

警察では、平成20年５月、けん銃に係る情報収集の困難化を克服するため、広く国民からの情報提供を促すことを目的として、「けん銃110番報奨制度」(注2)を導入した。21年中にこの制度の通報を端緒として押収したけん銃は２丁であった。

また、「銃器犯罪根絶の集い」(注3)等の催しを開催したり、「ストップ・ガン・キャラバン隊」(注4)等の民間ボランティア団体と連携した活動を行ったりすることで、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛けている。

銃器犯罪根絶の集い

注１：組織管理に係る３丁以上のけん銃を押収した事件
２：全国統一のフリーダイヤル番号（0120-10-3774）を設定し、各都道府県警察で通報を受け付け、提供された情報の内容や捜査への協力の度合いに応じて報奨金を支払うもの
３：警察庁と都道府県銃器対策本部等が毎年度共催している催し。第１回は平成７年10月に東京都で開催され、22年１月に福岡県で第15回が開催された。
４：銃器犯罪の被害者の遺族や関係者、銃器問題に深い関心を持つ研究者等で構成するボランティア団体。平成９年４月に発足し、催しや会合、ウェブサイト等を通じて、国民に銃器犯罪の悲惨さを訴え、違法銃器を根絶しようとする意識を高めている。

第3節 犯罪収益対策

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪のための「運転資金」や武器の調達等のための費用等に充てられ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を助長していることから、犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むために、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実にはく奪することが重要である。警察では、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、関係機関、事業者、外国関係機関等と協力して犯罪収益対策を推進している。

（1）犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

犯罪収益対策を効果的に推進するためには、犯罪収益移転防止法に基づき、特定事業者(注1)により顧客等の本人確認、取引記録等の作成・保存及び疑わしい取引の届出等の措置が適切に履行されることが重要である。このため、国家公安委員会・警察庁は、関係機関と連携して、特定事業者を対象とした各種研修会、ウェブサイト等を利用して犯罪収益移転防止法に対する理解と協力の促進に努めている。また、国家公安委員会・警察庁は、特定事業者が顧客等の本人確認義務等に違反していると認めたときは、犯罪収益移転防止法に基づき、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見を述べることができるものとされており、平成21年中は9件の意見陳述を行った。

（2）疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度により事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会・警察庁が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁を始めとする捜査機関等に提供し、各捜査機関等においては、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に活用している。警察において、平成21年中に疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は337事件と、前年より162事件（92.6%）増加した。このうち、265事件は詐欺事件で、全体の78.6%を占めた。また、21年中に疑わしい取引に関する情報を端緒としてマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数は9事件であった。

図2-14 疑わしい取引の届出状況の推移（平成17～21年）

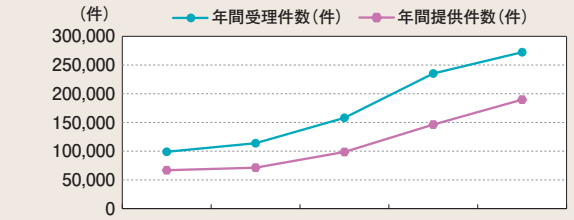

区分＼年次	17	18	19	20	21
年間受理件数（件）	98,935	113,860	158,041	235,260	272,325
年間提供件数	66,812	71,241	98,629	146,330	189,749

注1：年間受理件数とは、平成17年1月から19年3月までは金融庁が、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が受理した件数であり、19年は金融庁受理件数と国家公安委員会・警察庁受理件数の合算である。
2：年間提供件数とは、平成17年1月から19年3月までは金融庁が警察庁へ、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年は金融庁提供件数と国家公安委員会・警察庁提供件数の合算である。

国家公安委員会・警察庁は、届け出られた情報を総合的に分析し、各捜査機関等と緊密に連携しつつ、暴力団等の反社会的勢力が関係する資金の動きの把握に努めているほか、海外送金に関する情報等について、外国のFIU(注2)と情報交換を行い、国際的な犯罪収益の移転状況の解明に努めている。

注1：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者
2：Financial Intelligence Unitの略。資金情報機関と呼ばれ、疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。日本のFIUは、JAFIC（Japan Financial Intelligence Center）と呼ばれ、国家公安委員会・警察庁が担当している。

2 マネー・ローンダリング対策の状況

（１）マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

最近５年間のマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、表２-11のとおりである。

平成21年中に検挙した事犯のうち暴力団構成員等が関与したものは94件である。これを前提犯罪(注)別にみると、主要なものとしては、詐欺が19件、ヤミ金融事犯が17件、売春防止法違反等が17件となっているが、その他にも、窃盗、わいせつ物領布等事犯、賭博等と多様であり、暴力団が様々な犯罪から資金を獲得し、その資金についてマネー・ローンダリング行為を行っている実態がうかがわれる（21年中の来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯については、18頁参照）。

表2-11 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成17～21年）

区分＼年次		17	18	19	20	21
組織的犯罪処罰法（件）		107(48)	134(53)	177(60)	173(63)	226(90)
	法人等経営支配（第9条）	0	1(0)	0	1(1)	0
	犯罪収益等隠匿（第10条）	65(21)	91(18)	137(35)	134(41)	172(49)
	犯罪収益等収受（第11条）	42(27)	42(35)	40(25)	38(21)	54(41)
麻薬特例法（件）		5(4)	10(5)	7(5)	12(5)	10(4)
	薬物犯罪収益等隠匿（第6条）	3(2)	5(3)	5(4)	10(4)	5(1)
	薬物犯罪収益等収受（第7条）	2(2)	5(2)	2(1)	2(1)	5(3)

注：（　）内は、暴力団構成員等によるものを示す（警察庁把握分）。

（２）犯罪収益のはく奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、これをはく奪することが重要である。犯罪収益の没収・追徴は、裁判所の判決により言い渡されるが、没収・追徴の判決が言い渡される前に、犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、警察では、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、表２-12のとおりである。また、起訴前の没収保全命令の発出状況は、表2-13のとおりである。

表2-12 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（平成16～20年）

	年次	没収		追徴		合計	
		人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）
組織的犯罪処罰法	16	15	69,610	22	500,773	37	570,383
	17	18	69,958	54	585,698	72	655,657
	18	27	150,406	75	1,869,842	102	2,020,248
	19	29	104,020	67	603,680	96	707,700
	20	40	335,721	79	560,791	119	896,512
麻薬特例法	16	75	357,944	329	1,999,941	404	2,357,885
	17	39	53,674	316	1,324,360	355	1,378,034
	18	62	79,264	373	1,740,761	435	1,820,025
	19	53	153,830	285	1,128,689	338	1,282,519
	20	61	93,695	362	1,391,545	423	1,485,240

注1：平成21年版犯罪白書による。
2：金額は、千円未満切り捨てである。
3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

表2-13 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（平成17～21年）

区分＼年次	17	18	19	20	21
組織的犯罪処罰法（件）	8(0)	9(3)	21(7)	44(21)	54(23)
麻薬特例法	8(5)	3(2)	4(3)	7(5)	8(5)

注：（　）内は、暴力団構成員等に係るものを示す（警察庁把握分）。

注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリング行為の対象となる犯罪

警察活動の最前線

暴力団壊滅を目指して

石川県警察
いぬわし君

前 石川県警察本部刑事部組織犯罪対策課（現 刑事部刑事企画課）
吉田（よしだ）　克美（かつみ）　警部

初代組織犯罪対策課暴力団担当補佐として５年が過ぎました。警察を信じ、自分を頼ってくれた被害者の方々が「被害を届け出てよかった、相談してよかった」と喜んでくれる、そんな笑顔に会うために「社会の敵」暴力団と闘ってきた日々でした。

忘れもしないのは、北陸一の繁華街、金沢市片町で暴力団の資金源となっていた闇スロット賭博を捜査した事件です。早期に暴力団の資金源を潰（つぶ）し、情緒あふれる城下町金沢とその市民を守りたい。事件捜査の遅れに、そんな気持ちが爆発し、上司とぶつかったりもしました。

「社会の敵」暴力団に立ち向かう自分を、上司や同僚は「鬼」と呼んでくれます。それが自分の誇りです。

今も暴力団との闘いの真っ直中（ただなか）です。ますます潜在化を進める暴力団を壊滅し、被害者の笑顔を取り戻すことが自分に与えられた天命と信じ、暴力団のいない明るい街をつくるため、今後も誠心誠意、仕事に邁進（まいしん）していきたいと思います。

薬物・銃器犯罪の根絶に向けて

和歌山県警察
きしゅう君

和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課
峪（さこ）　利文（としふみ）　警部補

私は、現在、和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課企画指導係で、第一線で薬物乱用者や密売人等と対峙（じ）する捜査員の支援業務に携わっています。「今日の飛行機でコカインがブラジルから成田に密輸される。すぐに成田へ向かえ！」、「韓国から大麻密輸の犯人が関空に到着する。急げ！」こんなとき、すぐに現場に向かい、県警内の関係部署を始め、他の都道府県警察や、税関、海上保安部といった他機関との連絡調整を図るのが私の仕事です。

また、法令や判例、新たな捜査手法や適正な捜査手続の調査・検討等を行い、捜査員を影で支えるのも私の仕事です。日々、六法や各種文献、インターネット等を駆使しながら、捜査員の支援に努めています。

業務の性格から、直接、県民の方々と話す機会は少なくなりましたが、第一線の捜査員から「おかげで上手くいった。助かったよ」などと言ってもらえるときが、最もうれしい瞬間です。その言葉を聞くたびに、この和歌山県が薬物・銃器の根絶に向け一歩前進したと感じているところです。